



平成22年(う)第963号

第1回公判調書(手続)

被告人	A 大高正二(出頭)
	B 山野咲子(出頭)
	C 橋本和憲(出頭)
被告事件	ABC 名誉毀損
公判をした年月日	平成22年9月7日
公判をした裁判所	東京高等裁判所第10刑事部
裁判長裁判官	山崎 学
裁判官	河村潤治
裁判官	片多 康
裁判所書記官	渡邊喜一
裁判所速記官	石井貴子
検察官	栗原雄一
出頭した弁護人	A (主任)吉田 健, 賛田健二郎
	B 磯邊 衛
	C 前田裕司

人定質問

B 氏名 山野咲子(やまの さきこ)

生年月日, 職業, 住居, 本籍は, 原判決書記載のとおり

C 氏名 橋本和憲(はしもと かずのり)

生年月日, 職業, 住居, 本籍は, 原判決書記載のとおり

A 氏名 大高正二(おおたか しょうじ)

生年月日, 職業, 住居, 本籍は, 原判決書記載のとおり

弁護人の弁論

磯邊弁護人

被告人山野につき、磯邊弁護人作成の控訴趣意書記載のとおり

前田弁護人

被告人橋本につき、前田弁護人作成の控訴趣意書記載のとおり

吉田主任弁護人

被告人大高につき、吉田主任弁護人ら及び被告人大高作成の各控訴趣意書記載のとおり

控訴趣意書の朗読等

被告人大高は同人作成の控訴趣意書を朗読し、控訴の趣意は、事実誤認及び法令の適用の誤りをいうものであると陳述した。

検察官の意見

論旨はいずれも理由がなく、いずれも控訴棄却相当と思料する。

証拠調べ等

証拠等関係カード記載のとおり

裁判長の処分

裁判長は、磯邊弁護人による被告人山野の被告人質問中に、傍聴席の最後列に座っていた水色の上着とベージュのズボンを着用した男が、「何そこ覗いていやがるんだよ」などと発言したので、同人に対し、発言をやめるよう警告したにも拘わらず、さらに同人が傍聴人出入口まで歩いていき、その小窓を数回叩き、「覗いているんじゃないねえ」などと発言したので、同人に対し、再び同様の言動に及んだ場合には退廷を命じる旨の最終警告をしたところ、同人は元の席に戻り被告人質問の傍聴を再開したものの、さらに小窓に向かい大声で「のぞくな」などと発言したため、法廷の秩序維持のため、同人に退廷を命じ、法廷警備員をして法廷外に退去させた。

被告人の陳述等

被告人大高

庁舎管理規定が憲法より優先するという態度で、裁判所の中に入れてもらえないことは違法・違憲であると再三いっても、理解してもらえない。その理由が分からないので説明されたい。

裁判長

庁舎管理に関する権限がないので回答できない。

指定告知した次回期日（被告人質問）

平成22年11月11日午後1時30分

平成22年9月30日

東京高等裁判所第10刑事部

裁判所書記官 渡 邊 喜

